

# 第63回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年6月17日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

東京都千代田区一番町21番地  
一番町東急ビル 10F

## 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）  
5名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード：4743



## 目次

第63回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	8
（添付書類）	
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告書	43
株主総会会場ご案内図	裏表紙



「スマート行使」と「ネット  
で招集」で議決権  
行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タ  
ブレット端末からご覧いただけ  
ます。  
こちらからも議決権行使ウェブ  
サイトにアクセスいただけます。



<https://s.srdb.jp/4743/>

株主の皆様へ

# 「寄り添うチカラ」で、人に、社会に、サプライズを。

平素より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アイティフォーは1972年創業以来、地域金融機関や地方公共団体、地方百貨店など、地方のお客様を中心にさまざまな業界向けにITソリューションをご提供してきました。現在では、社会環境や生活環境の変化に伴い、非対面・非接触を実現する「キャッシュレス・プラットフォーム」、AIを活用したサイバー攻撃対策などの「セキュリティ・プラットフォーム」、ブロックチェーンによるトラストサービスを実現する「デジタル・プラットフォーム」など、新たなソリューションの創出に継続的に取り組んでいます。

2022年度は、第3次中期経営計画の2年目となり、わたしたちにとって大きなターニングポイントの年となります。まず、4月4日の東京証券取引所の市場再編により、アイティフォーはプライム市場に移行しました。今後は東証プライム市場上場企業に求められる「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」に対する責任を果たすため、新たな経営理念のもと企業活動に取り組みます。

また2022年12月には創業50周年を迎えます。過去の慣習にとらわれず、次の、次の未来に向けてITのチカラでイノベーションを創出し続けることで、人や社会に新たな変革をもたらし、さらなる企業価値向上を目指します。

アイティフォーは寄り添うチカラを大切に人や社会とのつながりを深化させながら、皆様のご期待に沿えるよう尽力してまいりますので、今後とも一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長  
佐藤 恒徳

A close-up photograph of hands assembling white puzzle pieces against a warm, golden background. The puzzle pieces are being held together, symbolizing teamwork and building a vision.

経営理念

「寄り添うチカラ」で  
人々の感動と笑顔を生み出す

A low-angle photograph of several modern skyscrapers reaching towards a blue sky with light clouds. The perspective is from the ground looking up, emphasizing the height and scale of the buildings.

パーパス

地方創生による社会貢献を通して  
すべての人や企業にサプライズを提供し、  
持続可能な未来の発展に貢献します

A photograph of a hand holding a small, clear globe. Inside the globe, a lush green tree is growing, symbolizing environmental care and sustainable development.

サステナビリティ基本方針

地域社会と人々のライフステージすべてを  
イノベーションでサポートし、  
サプライズを提供することで、  
サステナブルな未来を実現します

証券コード 4743  
2022年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地  
**株 式 会 社 アイティフォー**  
代表取締役社長 佐藤恒徳

## 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会には、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信（詳細は7ページに記載しております）を実施させていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**5ページから6ページのご案内に従って、2022年6月16日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日（金曜日）午前10時  
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地  
一番町東急ビル10F  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第63期（自2021年4月1日至2022年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第63期（自2021年4月1日至2022年3月31日）  
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

以 上

1. 株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.itfor.co.jp/>) に掲載させていただきます。
4. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ①業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
  - ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ③連結注記表
  - ④個別注記表なお、会計監査人および監査等委員会は、当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。

#### 新型コロナウイルス感染防止への対応について

##### <当社の対応について>

本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

##### <株主様へのお願い>

感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面・インターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

##### <来場される株主様へのお願い>

ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただけますようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（8ページから17ページ）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月17日（金曜日）午前10時

**会場** 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル10F

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

**代理人によるご出席について**

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

### 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2022年6月16日（木曜日）  
午後5時到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使期限** 2022年6月16日（木曜日）  
午後5時入力分まで

## ● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案番号	議案名	賛	否	無効
1		○	○	
2		○	○	
3		○	○	
4		○	○	
5		○	○	

全員賛成の場合

「賛」の欄に○印

全員否認する場合

「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

### 議決権行使のお取り扱いについて

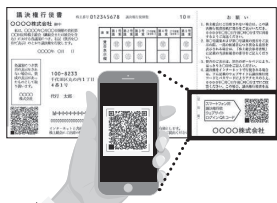
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## ● インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

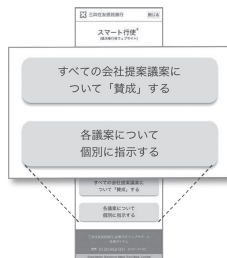
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行使されたものを有効として取り扱わせていただきます。

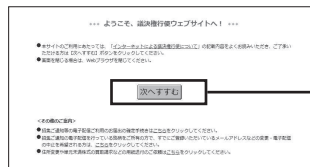
#### 【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

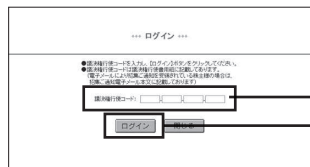
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」  
をクリック

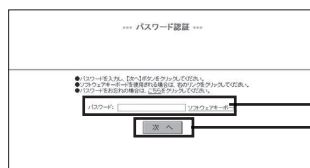
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を  
入力

「次へ」を  
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

## ライブ配信および事前質問の受付についてのご案内

第63回定時株主総会の様子をインターネットでライブ配信いたします。また、株主総会の開催に先立ち、株主の皆様から、インターネットにより事前質問をお受けいたします。ぜひご活用ください。

### ライブ配信

ご来場いただく前に、ご自宅などから株主総会の様子をご覧いただけます。

なお、ライブ配信では、議決権を行使することができませんので、ご視聴される株主様は、書面またはインターネット(スマートフォン・パソコン等)により議決権を行使いただいたうえでご視聴ください。

**配信日時** 2022年6月17日(金曜日) 午前10時から

※午前9時45分よりご覧いただけます。

**視聴方法** 下記ウェブサイトアクセスのうえ、IDおよびパスワードをご入力ください。

### 事前質問の受付

第63回定時株主総会の開催に先立ち、当社経営に関するご質問を専用のウェブサイトでお受けいたします。

株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会で取り上げさせていただく予定です。

**受付期間** 2022年6月1日(水曜日) 午前9時～6月13日(月曜日) 午後5時

**入力方法** 下記ウェブサイトアクセスのうえ、IDおよびパスワードをご入力し、ご質問・ご意見をご記載ください。

ライブ配信・事前質問の受付はこちら ⇒ <https://s.srdb.jp/4743/>



**ID**：同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(9桁)

**パスワード**：株主様のご登録住所の「郵便番号」(2022年3月末時点)(7桁)

※株主番号9桁は、頭の0(ゼロ)を省略せず、また郵便番号はハイフンなしでご入力ください。

議決権行使書

〇〇〇〇株式会社 御中

株主番号

●●●●●●●●●

パスワード  
(郵便番号)

●●●●●●●●●  
△△市□□町1-2-3  
〇〇〇〇様

ID  
(株主番号)

### お問い合わせ先

ライブ配信の視聴方法について 宝印刷株式会社

0120-220-195

[受付時間] 株主総会当日6月17日(金曜日) 午前9時から配信終了まで

### ご注意事項

#### ライブ配信について

- ・当日ご来場される株主の皆様のプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信のご視聴は、会社法上の株主総会の正式な出席ではなく、ライブ配信内での議決権行使およびご質問・ご意見などはお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・IDおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。また、ライブ配信の写真撮影、録音、録画およびSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。
- ・インターネット環境や機材トラブルその他事情により、やむを得ずライブ配信ができないうちは中断する場合があります。

- ・ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。
- ・ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ・万が一何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

#### 事前質問について

- ・ご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては本総会で取り上げさせていただく予定ですが、すべてのご質問にはご回答いたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・事前のご質問のなかで、本総会で取り上げることに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款の定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の開催を可能にするために定款第13条第2項を新設するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考えます。

また、本変更の効力発生は、本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件とするため、附則を設けるものであります。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するために、第16条を変更するものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

- (3) 当社は、株主利益と企業価値を守るために、2006年6月23日開催の当社第47回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を決議し、導入いたしました。その後、直近では2019年6月21日開催の当社第60回定時株主総会において、内容の一部を改訂した当該対応策（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただきました。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、2006年の買収防衛策の導入以降、企業価値の向上、株主還元の充実、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に取り組んでまいりました。本プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策の最近の動向等を踏まえ、今後の本プランの取扱いについて慎重に検討した結果、2022年5月12日開催の当社取締役会において、本プランを継続せず、廃止することを決議いたしました。

これに伴い、現行定款第17条（決議事項等）を削除し、現行定款第18条以降の条数を1条ずつ繰り上げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
第14条～第15条 (条文省略)	第14条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. <u>当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議事項等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会において、法令に規定する事項および本定款に定める事項のほか、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。なお、本条において「買収防衛策」とは、資金調達などの事業目的を主要な目的とはせずに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、新株または新株予約権の発行または割当てを行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策をいう。</p> <p>2. 当社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p> <p>3. 当社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</p> <p>(1)買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</p> <p>(2)当社が新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること</p> <p>第18条～第40条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>第17条～第39条（現行どおり）</p> <p>附則 （場所の定めのない株主総会に関する経過措置）</p> <p>第1条 第13条の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

現在の取締役5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

さとう つね のり  
佐藤 恒 徳

生年月日

1964年12月14日

所有する当社の株式数

42,500株



再任

### 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1998年3月 当社入社
- 2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長
- 2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長
- 2016年6月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業本部長
- 2017年5月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
- 2017年6月 当社代表取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
- 2018年4月 当社代表取締役常務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
- 2018年6月 当社代表取締役専務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
- 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長
- 2021年4月 当社代表取締役社長（現任）

### （重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 取締役

株式会社シー・ヴィ・シー 取締役

### 取締役候補者とした理由

当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献したその豊富な実績と経験を活かし、2019年4月より当社の代表取締役社長に就任しております。経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能の適切な遂行を期待するとともに、当社の持続的成長、中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日  
1966年1月26日

所有する当社の株式数  
124,400株



再任

#### ■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
 2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長  
 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長  
 2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長  
 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長  
 2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長  
 2018年8月 当社取締役常務執行役員公共システム事業部長兼技術開発本部管掌  
 2019年4月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第四事業部長  
 2019年6月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第三事業部長  
 2020年4月 当社取締役専務執行役員技術開発本部長兼ソフトウェア第二事業部長  
 2020年10月 当社代表取締役専務執行役員技術開発本部長兼ソフトウェア第二事業部長（現任）

#### （重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 取締役  
 株式会社イーブ 取締役  
 株式会社アイセル 取締役  
 株式会社アルファ新洋 取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

自らのシステムエンジニアとしての豊富な経験を活かし、これまで当社のパッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してまいりました。2020年10月より代表取締役専務執行役員に就任し、技術部門の迅速な業務執行の実現、事業拡大に伴う経営体制および機能強化に貢献しており、これまでの経験と知見を経営に活かすことができるものと判断し、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

3

おお えだ ひろ たか  
大 枝 博 隆

生年月日  
1957年7月23日

所有する当社の株式数  
173,900株



再任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長
- 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長
- 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長
- 2016年6月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長
- 2017年5月 当社取締役執行役員CTI・基盤システム事業部長
- 2018年12月 当社取締役執行役員CTI・通信システム事業部長
- 2020年4月 当社取締役執行役員通信・エンタープライズシステム事業部長
- 2021年4月 当社取締役執行役員事業本部長兼流通・eコマースシステム事業部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社シー・ヴィ・シー 取締役

■ 取締役候補者とした理由

これまで中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービサーやノンバンク向けシステムの開発および事業の拡大に大きな貢献を果たした実績と、取締役執行役員事業本部長として事業全体の統括にまい進してきた経験と見識により適切に役割を果たしており、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

なか やま  
中山 かつお

生年月日  
1965年5月9日

所有する当社の株式数  
65,700株



再任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社  
2003年6月 当社社外監査役  
2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 代表取締役  
株式会社シー・ヴィ・シー 監査役  
株式会社イーブ 監査役

■ 取締役候補者とした理由

公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を活かし、2010年6月より取締役執行役員管理本部長として適時開示体制を支え、内部統制部門を統括してきた実績と、子会社の責任者として自治体向けBPOビジネスの拡大とリスクマネジメントを推進してきた経験と見識を踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。



5

あ べ わ か  
阿 部 和 香

生年月日  
1972年6月15日

所有する当社の株式数  
400株



再任

社外取締役

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

2004年3月 株式会社エスケーエレクトロニクス入社  
2013年4月 同社経営戦略室副室長  
2014年4月 株式会社写真化学入社  
2014年6月 同社 取締役  
2019年12月 株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役  
事業開発室担当（現任）  
2021年6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

海外での新規事業立ち上げや事業会社の取締役としての経験と見識を有していることから、当社取締役会の意思決定が妥当なものであるかどうかにつき厳正な判断をいただくこと等により、当社の経営の監督機能強化への貢献が期待できることから、引き続き社外取締役に適任と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力および業績向上への貢献等から取締役に選任することが適切であると判断いたしました。
3. 阿部和香氏は、社外取締役候補者であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、阿部和香氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、阿部和香氏が選任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補いたします。2022年8月に現行契約が満了いたしますが、同様の内容で更新予定となっております。

<ご参考>

本議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	経営経験	ESG・サステナビリティ	マーケティング・事業戦略	IT・インフラ技術	業界知識	国際性・多様性	法律・リスクマネジメント	財務会計・M&A
さとう つね のり 佐藤 恒 徳	代表取締役社長	○	○	○	○		○		
さかた こう じ 坂田 幸 司	代表取締役専務執行役員 技術開発本部長	○		○	○	○			○
おお えだ ひろ たか 大 枝 博 隆	取締役執行役員 事業本部長	○	○	○		○		○	
なか やま かつお 中山 かつお	取締役執行役員 管理本部長	○	○			○		○	○
あべ わ か 阿部 和 香	社外取締役	○	○	○			○		
もと やま まさ ひと 本山 昌 人	取締役 常勤監査等委員	○		○		○		○	
さとう まこと 佐藤 誠	社外取締役 監査等委員		○			○		○	○
こいずみ だい すけ 小泉 大 輔	社外取締役 監査等委員	○	○				○	○	

各取締役に期待する分野を最大5つまで記載しています。

また、一覧表は各取締役の有する全ての知見・経験を示すものではありません。

以 上

## (添付書類)

## 事業報告

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過および成果

当社グループは2021年度から2023年度を対象とした中期経営計画を策定し、経営基盤の強化、収益性の向上、E S G経営の進化の3つを柱に、「お客様に寄り添うチカラ」で持続的成長の実現を目指し、計画の達成に向け事業活動を推進しております。

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの相次ぐ変異株の流行により感染拡大の影響が依然続く中、ワクチン接種の進展により経済活動に回復の兆しが見え始めました。一方、半導体の供給不足と物流網の混乱、世界的な原油価格の高騰、さらにロシア・ウクライナ情勢や、世界的なインフレ圧力のさらなる上昇など、先行きは依然として不透明な状況で推移しています。

当社グループを取り巻く国内ITサービス業界では、「非接触」や「非対面」を実現するデジタル化のニーズが引き続き高く、AIやブロックチェーンなどを活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に企業の投資意欲は回復基調にあります。その一方で、一部の業種や企業では長引く新型コロナウイルス感染症の影響などにより、IT投資の抑制や先送りの動きが続いており、企業の投資計画の見直しについて注視しております。

営業活動においては、金融機関を中心に、当社の主力である延滞債権管理システムの安定的な受注に加え、個人ローン業務支援システム「SCOPE」と業務の非対面化を実現するローンWeb受付システム「WELCOME」を組み合わせた販売が引き続き好調に推移しており、申込用紙の削減や契約書類の電子化により環境への配慮を実現しつつ、審査に費やす業務の効率化に貢献しております。また、延滞債権督促業務を自動化した「ロボティックコール」の販売が好調で、ノンバンクを中心に新規顧客を獲得しております。その一方で、前期に複数年契約の大型案件の受注があった公共分野向けBPO（業務受託）サービスは、その反動で受注減となったほか、流通・小売業など一部の業種では新型コロナウイルス感染症の影響などにより設備投資が抑えられていることから、受注高は175億48百万円（前期は184億59百万円）、受注残は150億55百万円（前期は145億28百万円）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、当期の期首より収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を適用したことによる影響があったものの、高水準な前期末の受注残が売上に寄与したことなどにより、

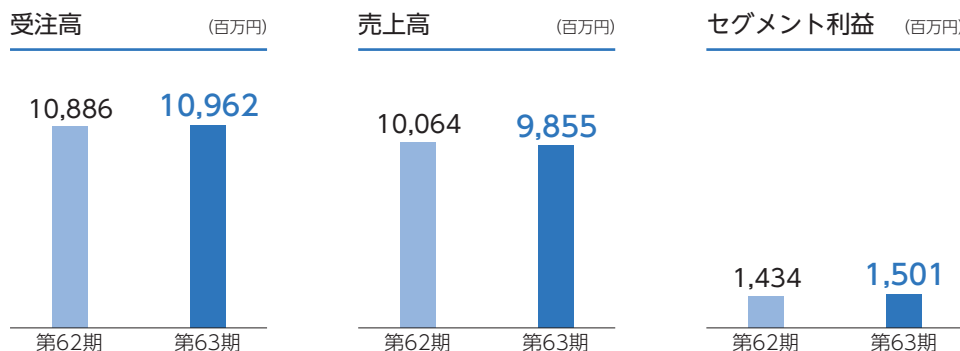
売上高は170億21百万円（前期は162億89百万円）となりました。また、増収による増益効果に加え、コロナ禍での新しい働き方の推進と業務手順の見直しによる経費の削減などにより、営業利益は30億31百万円（前期は21億86百万円）、経常利益31億6百万円（前期は23億17百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億12百万円（前期は16億83百万円）となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

なお、当期より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

### （システム開発・販売）

基幹事業である金融機関向けのソフト開発、インフラ設備の更改、延滞債権督促業務を自動化した「ロボティックコール」の導入など、販売は前年の水準を維持しております。また、非対面業務の取り組みによるキャッシュレス決済の普及などが追い風となり、マルチ決済端末「i R I T S p a y 決済ターミナル」の販売も順調に推移しております。さらに、通話録音システムの大型更改案件の獲得や基幹システムの刷新を図る地方百貨店から新規に受注を獲得するなど、営業活動の成果により受注高は109億62百万円（前期は108億86百万円）となりました。

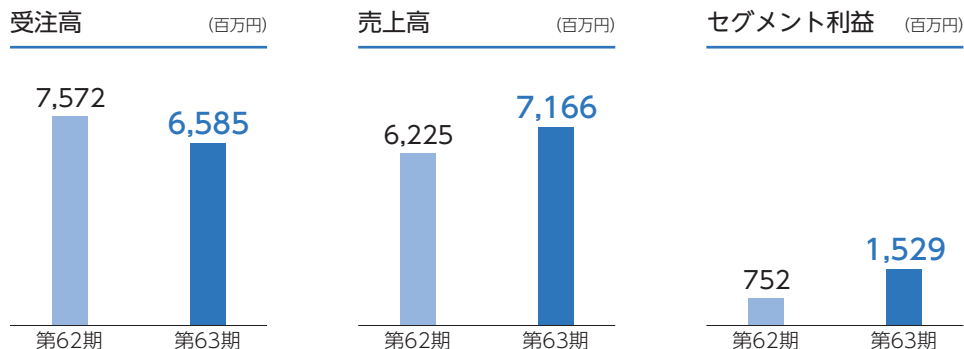
こうした中、高水準な前期末の受注残が売上に寄与したものの、収益認識会計基準等の適用に伴う影響などにより、売上高は98億55百万円（前期は100億64百万円）となりました。一方、営業活動費など一部経費の効率化利用により増益とはなりましたが、セグメント利益は15億1百万円（前期は14億34百万円）となり前期に比べ減収増益となりました。



### (リカーリング)

安定収益源である保守サービスに加え、公共分野向けBPO（業務受託）サービスにおいて政令市・中核市を中心に、既存契約先からの継続受注に加え、新規契約を獲得するなど引き続き好調に推移しております。

当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などによりBPOの入札案件数が少なかったことに加え、前期の複数年案件受注の反動の影響などにより受注高は65億85百万円（前期は75億72百万円）と前期を下回りました。一方、高水準な前期末の受注残が売上に寄与したこと、増収による増益効果などにより売上高71億66百万円（前期は62億25百万円）、セグメント利益は15億29百万円（前期は7億52百万円）と前期に比べ大幅な増収増益となりました。



### [売上高の内訳]

セグメント別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比
シ ス テ ム 開 発 ・ 販 売	98億55百万円	57.9%
リ カ ー リ ン グ	71億66百万円	42.1%
合 計	170億21百万円	100.0%

(注) セグメント別売上高は、外部顧客への売上高を表示しております。

### <社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、国連WFP協会および公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は3億68百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

自社利用ソフトウェアの取得	86百万円
工具器具備品の取得	42百万円
市場販売用ソフトウェアの開発	40百万円

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

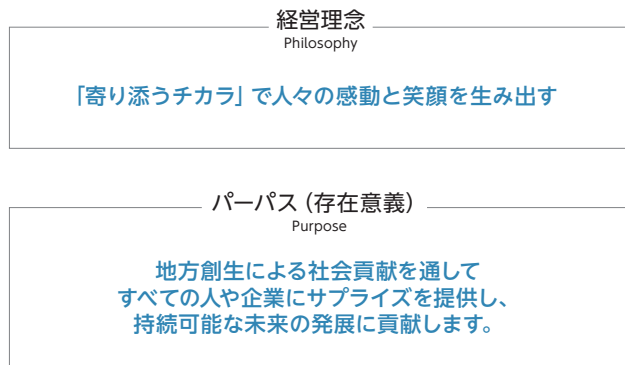
## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、引き続き世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響が懸念されており、終息時期が不透明な中、ワクチン接種など感染対策の浸透や国・自治体による様々な政策の実施効果により、国内経済の自律的な回復が期待されます。その一方で、地政学的リスクの高まりにより、原油高や原材料価格など商品市況の高騰、円安、金融市場の混乱といった不安要因も多くみられ、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の中、当社グループは2021年度に、2023年度までの3カ年を対象とした、中期経営計画「NEXT STAGE 2023 - HENCA SINCA SOZO -」を発表いたしました。さらに、2022年12月に創業50周年を迎えるにあたり、経営理念を改定するとともに社会における当社の存在意義を示すパーパスを新たに策定いたしました。



社会環境の変化に伴い社会やお客様のニーズも多様化するなか、中期経営計画において2023年度の財務目標として掲げた、売上高210億円、営業利益32億円、ROEおよびROIC13%以上の達成を目指し、以下の基本方針の下、これまでの課題を解消し、持続的な成長を実現するための取り組みを加速化させてまいります。

① 経営基盤の強化

企業価値の持続的な向上を目指し、事業成長していくためには強い経営基盤を築くことが必須と考え、ガバナンスの強化、社内インフラの強化、開発体制および品質の強化を推進いたします。また、今後の成長を支える多様な人財の確保について、質と人数の両面から強化してまいります。

② 収益性の向上

本中計で目標設定した、ROIC13%を達成すべく、ROIC経営を全社に浸透させ収益性の向上を目指します。具体的には、低収益事業からの撤退、事業部間シナジーのさらなる追求、成長事業・新規事業育成のための積極的投資に努めてまいります。

③ ESG経営の進化

将来の成長に向け、利益と効率性の追求に加えESG経営の実践が求められています。当社グループでは社長自らがサステナビリティ推進担当となり、ESGの考え方を社内に浸透させるとともに、われわれの強みを生かし、様々なソリューションの提供を通じて地方のデジタルトランスフォーメーション（DX）化に貢献し、地方経済の活性化に寄与していきたいと考えております。

## (8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第60期 2019年3月期	第61期 2020年3月期	第62期 2021年3月期	第63期(当期) 2022年3月期
売上高(百万円)	12,554	15,239	16,289	17,021
経常利益(百万円)	1,709	1,839	2,317	3,106
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,148	1,232	1,683	2,112
1株当たり当期純利益(円)	41.75	44.98	61.56	76.84
総資産(百万円)	15,878	16,294	18,690	20,010
純資産(百万円)	12,367	12,564	14,101	15,606
1株当たり純資産(円)	449.42	458.83	512.48	565.00

(注)「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第63期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	100.0%	地方自治体の国民健康保険料等の各種案内・収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	100.0%	訪問調査サービス
株式会社イーブ	14,500千円	100.0%	ソフトウェアの開発

### ③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シー、株式会社イーブの3社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

なお、前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社グラス・ルーツは、当連結会計年度に当社保有株式のすべてを譲渡したことにより、連結子会社から除外しております。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりです。



### (10) 主要な事業セグメント

当社グループは、製品・サービスのビジネス特性を基礎としたセグメントから構成されており、「システム開発・販売」、「リカーリング」の2つを報告セグメントとしております。

事業区分	主要な製品・サービス
システム開発・販売	主にシステム機器販売、ソフトウェアやシステムインフラ基盤に関する設計・開発から導入・設置までの一貫したサービス
リカーリング	主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービス

### (11) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

本社 東京都千代田区一番町21番地  
 事業所 所沢事業所 (所沢市)、西日本事業所 (大阪市)、  
 中部事業所 (名古屋市)、福岡営業所 (福岡市)、  
 沖縄営業所 (那覇市)、  
 株式会社アイ・シー・アール (愛知県)、  
 株式会社シー・ヴィ・シー (福岡県)、  
 株式会社イーブ (石川県)

サービス・ステーション他 中部分室

### (12) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
603名 (885名)	△32名 (+364名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーを含んでおります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
488名 (397名)	△28名 (+167名)	41.7歳	11.5年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間平均人員数を外数で記載しています。なお、臨時従業員はパートタイマーの人数になります。

### (13) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、業績や財務状況を勘案しながら、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針とし、連結配当性向30%以上を目処に年1回の配当を実施しております。

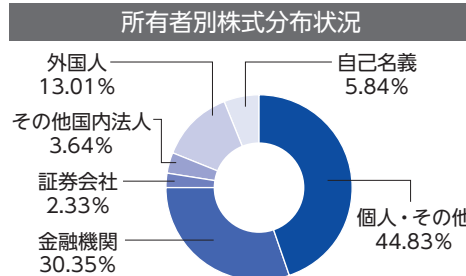
2022年5月12日の取締役会において、今年12月に当社は創業50周年を迎えることから、これまでのご支援に感謝の意を表するため1株につき5円の記念配当を行うこと、さらに、業績予想の上方修正に伴い株主の皆様に一層の利益還元をはかるべく、1株当たりの配当を2円増配の25円とし、1株当たり30円の配当を行うことを合わせて決議いたしております。

**(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株  
(自己株式1,719,913株を含む)
- (3) 株主数 9,676名



### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,771,400株	13.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,696,096	6.12
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.12
アイティフォー社員持株会	968,200	3.49
K I A F U N D 1 3 6	611,300	2.21
明治安田生命保険相互会社	551,400	1.99
株式会社横浜銀行	500,000	1.80
RBC ISB LUX NON RES / DOM RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT-MIG	395,800	1.43
東川清	366,400	1.32
村上英志	361,000	1.30

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口) の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,719,913株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式123,796株は含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2017年6月21日
発 行 決 議 の 日	2017年9月13日
新 株 予 約 権 の 数	750個
保 有 人 数	当社取締役（監査等委員である者を除く。）4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり642円
新株予約権の行使期間	2019年9月16日から 2024年9月15日まで

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 恒 徳	株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
代表取締役専務執行役員	坂 田 幸 司	技術開発本部長 ソフトウェア第二事業部長 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社イーブ 取締役 株式会社アイセル 取締役 株式会社アルファ新洋 取締役
取締役執行役員	大 枝 博 隆	事業本部長 流通・eコマースシステム事業部長 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
取締役執行役員	中 山 かつ お	管理本部長 株式会社アイ・シー・アール 代表取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役 株式会社イーブ 監査役
社外取締役	阿 部 和 香	株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役
取締役 (監査等委員)	本 山 昌 人	株式会社アイ・シー・アール 監査役
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 誠	公認会計士 細谷火工株式会社 取締役
社外取締役 (監査等委員)	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役

- (注) 1. 2021年6月18日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、取締役 東川清氏、小玉敏明氏および原晃一氏は任期満了により退任いたしました。
2. 社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 阿部和香氏、佐藤誠氏および小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 当社は、社外取締役 阿部和香氏、佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員である者を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、本山昌人氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容および決定方法

#### a. 決定の方針および決定プロセス

取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。

当社の役員報酬は、当社および当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値増大に向けて優秀な経営陣の確保・リテンションと動機付けに資することを目的とし、業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能する、透明性と客観性を備えたプロセスにより決定されることを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度の個別報酬額について、その内容が上記方針と整合していることや、指名・報酬委員会においても当該決定方針に沿うものであることが確認されており、その答申に基づき2021年6月18日開催の取締役会で決定されていることから、上記方針に沿うものであると判断しております。

#### b. 報酬体系

当社の役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報酬体系とし、同業または同規模の他企業との比較、当社の財務状況および個人の貢献度を踏まえて取締役会で審議し、決定しています。社外取締役および監査等委員である取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、「基本報酬」のみの支給としています。

### ② 取締役の報酬等についての定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

当社の役員報酬の限度額は、2015年6月19日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）は年額30,000万円以内、監査等委員である取締役は

年額3,500万円以内とそれぞれ決議しており、第56回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は8名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

中長期的のインセンティブ報酬である税制適格ストックオプション（非金銭報酬等）は、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において決議されており、第58回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は8名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

取締役（監査等委員である者を除く。）に対する業績連動型株式報酬である株式交付信託（非金銭報酬等）は、2021年6月18日開催の第62回定時株主総会において決議されており、第62回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

### ③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である月次報酬、中長期的のインセンティブ報酬である税制適格ストックオプション（非金銭報酬等）および業績連動型株式報酬である株式交付信託（非金銭報酬等）から構成されます。月次報酬は各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給いたします。

#### i. 短期のインセンティブ報酬である月次報酬

当該業績連動報酬に係る指標は、当社グループの成長が着実な利益を伴っているかを測定する観点から、親会社株主に帰属する当期純利益としております。なお、2021年度は目標値1,580百万円、実績値2,112百万円となりました。

業績連動報酬の総額＝親会社株主に帰属する当期純利益×8.0%×全社業績評価係数

ただし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナス(損失)の場合は、0円とします。

#### 個人別支給額の算定方法

$$= \text{業績連動報酬の総額} \times \frac{\text{役職ごとのポイント} \times \text{個人業績評価係数}^{\ast}}{\text{役職ごとのポイント} \times \text{個人業績支給係数}^{\ast} \text{の総和}}$$

※個人業績評価係数は各取締役の個人業績指標に対する成果・貢献割合に応じて0%から150%の範囲で定めます。各取締役の個人業績指標に対する成果・貢献割合は、指名・報酬委員会による総合評価によっております。

$$\text{月次報酬} = \text{個人別支給額} \div 12$$

### 役職ごとのポイント

役 職	ポイント
会 長	120
社 長	120
副社長	80
専 務	50
常 務	40
取締役	10

#### ii. 中長期のインセンティブ報酬である税制適格ストックオプション

当社のストックオプションは、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において決議し、役職に応じた一定数の付与を行っております。

ストックオプションは約2年の待機期間の後、1年間に付与された数の20%ずつ行使可能であり、行使可能期間は5年間としております。

#### iii. 報酬の構成比率

役 職	基本報酬	業績連動報酬	合 計
会 長	58%	42%	100%
社 長	58%	42%	
副社長	58~60%	40~42%	
専 務	60~62%	38~40%	
常 務	62~65%	35~38%	
取締役	68~72%	28~32%	

(注) 1. 基本報酬は該当の役職における中央値とし、業績連動報酬は目標達成率を100%とした場合のモデルです。

2. 同一の役職でも個人別の報酬の構成比率は異なることがあります。

3. 取締役は従業員部分の給与および賞与を含んでいます。

#### iv. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称

各取締役の報酬額は、代表取締役社長が役職、職務分掌、業績への貢献度などを総合的に勘案して原案を作成し、取締役会が諮問機関である任意の指名・報酬委員会に対して案を提出し、当該委員会の答申に基づいて取締役会で決定しております。任意の指名・報酬委員会は社外取締役を委員長にして、社外取締役3名、代表取締役2名の5名で構成されております。



## v. 株式交付信託

株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株主視点を共有するべく、2021年6月18日開催の第62回定時株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入いたしました。

当社の設定した信託が当社株式を取得し、対象となる取締役に対して当社株式を交付する株式交付信託で、取締役会で定めた株式交付規程に基づき対象取締役に対して、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与し（3事業年度を対象として150,000ポイントが上限）、付与を受けたポイント数に応じて、退任時に当社株式が対象取締役に交付されます。（交付される株式の数は、付与されたポイント数に1を乗じた数）

本制度は取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以上5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金33百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、ポイント付与および当社株式の交付を継続します。

①	本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
②	対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金99百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	対象期間の3事業年度を対象として合計150,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

#### ④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	189,409	83,070	71,910	2,921	31,508	6
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	3,600	3,600	—	—	—	1
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	13,680	13,680	—	—	—	2
監査等委員である社外取締役	9,480	9,480	—	—	—	2

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

#### (5) 社外取締役に係る事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役	阿 部 和 香	取締役会 20回／20回	主に企業経営者としての幅広く高度な経験の見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 誠	取締役会 24回／24回 監査等委員会 16回／16回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 泉 大 輔	取締役会 24回／24回 監査等委員会 16回／16回	主に経営者・公認会計士としての豊富な経験に基づき発言を行っております。

(注) 阿部和香氏の取締役会出席回数は、2021年6月に同氏が取締役に就任してからの回数を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の額(注)	35,000千円
当社および当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積り算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

### I 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期に亘り安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的かつ持続的な確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、資本市場での当社株式の自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社は、株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益

に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。こうした不適切な大量買付行為を未然に防止するため、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## II 基本方針の実現のための取組みの内容

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の導入を決議し（以下、決議された買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、2007年以降、定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて、株主の皆様にご承認をいただいております。しかしながら、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、買収防衛策の導入等に当たっては、株主総会の決議により株主の皆様の意思をより直接的に反映させることが望ましいと考え、2019年6月21日開催の第60回定時株主総会における承認可決をもって、買収防衛策の内容を改定いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

当社は、本プランに従った新株予約権無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、中立的な第三者委員会を設置し、その客観的な判断を得るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様が適切な判断を行うため、取締役会を通じ、大規模買付行為の内容と当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無、その他必要十分な情報が適宜株主の皆様に対して開示されることにより、その透明性を確保することとしております。

本プランは当社ウェブサイトに掲載しております。アドレスは以下の通りです。

<https://ir.itfor.co.jp/management/governance.html>

## III 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

本プランにおいては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会が第三者委員会の開催を要請し、対抗措置について同委員会の勧告を最大限に尊重してその発動の是非を判断することとしていること、また対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていることから、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みは確保されており、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランは、2022年6月17日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結のときをもって有効期間が満了いたします。当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、本プランは本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,264,036</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,174,438</b>
現金及び預金	3,635,748	買掛金	947,003
受取手形、売掛金及び契約資産	2,589,925	未払法人税等	684,661
有価証券	9,099,782	賞与引当金	530,643
棚卸資産	671,614	契約負債	808,087
その他	266,964	その他	1,204,042
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,746,498</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>229,166</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>619,687</b>	退職給付に係る負債	201,675
建物	262,951	株式給付引当金	15,540
機械装置及び運搬具	0	長期未払金	4,278
土地	149,565	その他	7,673
建設仮勘定	27,910	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,403,605</b>
その他	179,260	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>587,905</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>15,156,908</b>
のれん	115,717	資本金	1,124,669
その他	472,188	資本剰余金	1,359,266
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,538,905</b>	利益剰余金	13,943,432
投資有価証券	1,784,683	自己株式	△1,270,459
繰延税金資産	180,668	その他の包括利益累計額	422,154
その他	573,553	その他有価証券評価差額金	423,869
		退職給付に係る調整累計額	△1,715
		新株予約権	27,867
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>15,606,930</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,010,535</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>20,010,535</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自2021年4月1日  
至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,021,640
売上原価		10,864,737
売上総利益		6,156,902
販売費及び一般管理費		3,125,513
営業利益		3,031,389
営業外収益		
受取利息	3,062	
受取配当金	50,805	
投資有価証券売却益	1,306	
持分法による投資利益	10,665	
その他の	40,923	106,762
営業外費用		
支払手数料	5,825	
投資有価証券売却損失	6,502	
雑損失	18,917	
その他の	278	31,524
経常利益		3,106,628
特別利益		
新株予約権戻入益	3,550	3,550
税金等調整前当期純利益		3,110,178
法人税、住民税及び事業税	1,005,565	
法人税等調整額	△6,911	998,653
当期純利益		2,111,524
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,284
親会社株主に帰属する当期純利益		2,112,809

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,346,574	12,456,812	△1,357,260	13,570,796
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△631,377		△631,377
連結除外に伴う利益剰余金の増減額			5,187		5,187
親会社株主に帰属する当期純利益			2,112,809		2,112,809
自 己 株 式 の 取 得				△89,999	△89,999
自 己 株 式 の 処 分		12,692		176,800	189,492
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	12,692	1,486,619	86,800	1,586,112
当 期 末 残 高	1,124,669	1,359,266	13,943,432	△1,270,459	15,156,908

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	492,760	96	△1,862	490,993	30,417	8,993	14,101,201
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△631,377
連結除外に伴う利益剰余金の増減額							5,187
親会社株主に帰属する当期純利益							2,112,809
自 己 株 式 の 取 得							△89,999
自 己 株 式 の 処 分							189,492
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△68,890	△96	147	△68,839	△2,549	△8,993	△80,382
連結会計年度中の変動額合計	△68,890	△96	147	△68,839	△2,549	△8,993	1,505,729
当 期 末 残 高	423,869	—	△1,715	422,154	27,867	—	15,606,930

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,955,555</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,880,463</b>
現金及び預金	2,580,965	買掛金	995,386
受取手形	129,200	未払金	402,120
売掛金	1,885,403	未払費用	220,630
契約資産	322,877	未払法人税等	610,708
リース投資資産	134,252	未払消費税等	335,797
有価証券	9,099,782	契約負債	808,087
商仕掛品	211,745	預り金	30,108
仕掛品	432,909	賞与引当金	477,585
貯蔵品	20,747	その他	39
前払費用	133,116		
その他	4,555		
<b>固定資産</b>	<b>4,438,640</b>	<b>固定負債</b>	<b>219,021</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>546,251</b>	退職給付引当金	199,203
建物	245,152	株式給付引当金	15,540
機械及び装置	0	長期未払金	4,278
工具、器具及び備品	124,197		
土地	149,565		
建設仮勘定	27,336		
<b>無形固定資産</b>	<b>464,361</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,099,484</b>
ソフトウェア	279,814	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	176,967	<b>株主資本</b>	<b>14,843,315</b>
その他	7,579	<b>資本金</b>	<b>1,124,669</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,428,027</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,334,780</b>
投資有価証券	1,681,593	資本準備金	1,221,189
関係会社株式	1,018,699	その他資本剰余金	113,591
長期貸付金	8,250	<b>利益剰余金</b>	<b>13,648,429</b>
関係会社長期貸付金	42,000	利益準備金	94,356
長期前払費用	47,412	その他利益剰余金	13,554,073
繰延税金資産	154,689	別途積立金	5,512,500
敷金及び保証金	382,552	繰越利益剰余金	8,041,573
保険積立金	48,081	<b>自己株式</b>	<b>△1,264,563</b>
その他の	44,817	評価・換算差額等	423,527
貸倒引当金	△68	その他有価証券評価差額金	423,527
		新株予約権	27,867
<b>資産合計</b>	<b>19,394,196</b>	<b>純資産合計</b>	<b>15,294,711</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,394,196</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,416,122
売上原価		9,982,353
売上総利益		5,433,768
販売費及び一般管理費		2,556,912
営業利益		2,876,855
営業外収益		
受取利息	944	
有価証券利息	2,442	
受取配当金	50,740	
投資有価証券売却益	7,613	
雑収入	23,511	85,252
営業外費用		
支払手数料	5,689	
固定資産除却損	4	
投資有価証券売却損	6,502	
為替差損	78	12,275
経常利益		2,949,832
特別利益		
新株予約権戻入益	3,550	3,550
税引前当期純利益		2,953,382
法人税、住民税及び事業税	915,105	
法人税等調整額	△6,105	908,999
当期純利益		2,044,383

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日)  
(至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	100,899	1,322,088	94,356	5,512,500	6,628,567	12,235,423
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△631,377	△631,377
当 期 純 利 益							2,044,383	2,044,383
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			12,692	12,692				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	12,692	12,692	-	-	1,413,006	1,413,006
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	113,591	1,334,780	94,356	5,512,500	8,041,573	13,648,429

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,351,363	13,330,817	492,770	96	492,867	30,417	13,854,101
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△631,377					△631,377
当 期 純 利 益		2,044,383					2,044,383
自 己 株 式 の 取 得	△89,999	△89,999					△89,999
自 己 株 式 の 処 分	176,800	189,492					189,492
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△69,242	△96	△69,339	△2,549	△71,888
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	86,800	1,512,498	△69,242	△96	△69,339	△2,549	1,440,610
当 期 末 残 高	△1,264,563	14,843,315	423,527	-	423,527	27,867	15,294,711

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦俊行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 竹野俊成  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 松浦俊行  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示があるかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社アイティフォー 監査等委員会  
常勤監査等委員 本山昌人 ㊟  
監査等委員 佐藤誠 ㊟  
監査等委員 小泉大輔 ㊟

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区一番町21番地

**一番町東急ビル 10F** ☎ 03-5275-7841



交通の  
ご案内

■ 東京メトロ半蔵門線 **半蔵門駅** **5番出口** 徒歩1分

■ 東京メトロ有楽町線 **麹町駅** **3番出口** 徒歩7分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。